



買受代金納付書

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
<p>上記のとおり、公有財産（売却区分番号 _____）の買受代金を納付します。 先に納付した <u>公売保証金</u> _____ 円 を買受代金に充当します。</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>〔買受人住所等〕・住所 _____ ・氏名 _____ (印) ・電話番号 _____</p> <p>〔代理人住所等〕・住所 _____ ・氏名 _____ (印) ・電話番号 _____</p> <p>北海道大空町長 様</p>								

----- (切り取り) -----

●買受代金納付書について

上記買受代金納付書に売却区分番号、公売保証金、日付及び買受人（又は代理人）欄に記入、押印のうえ、代金納付とともに大空町住民課（税務グループ）まで「持参」又は「郵送」してください。買受代金は、売却決定金額から事前納付された公売保証金を差引いた金額となります。

(1) 買受代金納付期限について

買受人（売却決定を受けた最高価申込者）は、買受代金納付期限までに大空町が納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。買受代金が納付された時点で、公売財産の所有権が買受人に移転します。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合は、事前に納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法について

買受代金は、次の方法で納付してください。買受代金の納付にかかる費用は、買受人の負担となります。なお、買受代金納付期限までに大空町が納付確認できることが必要です。

ア 大空町の指定する金融機関口座への振込み

イ 現金書留での送付（金額が50万円以下の場合のみ）

ウ 郵便為替（発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。）

エ 現金若しくは銀行等振出の小切手を大空町へ直接持参（大空町の手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りです。）